

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成25年第1回定例会

平成25年3月26日

## 高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成25年3月26日（火）午後2時、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 15名

沖 本 浩 二 君	加 藤 陽 子 君
安 藤 多 恵 子 君	守 谷 浩 一 君
松 本 春 男 君	倉 橋 正 美 君
井 上 賢 二 君	松 本 正 幸 君
比 留 川 政 彦 君	鶴 指 眞 澄 君
綱 嶋 洋 一 君	市 川 敏 彦 君
稲 垣 敏 治 君	西 田 ひろみ 君
伊 藤 正 君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程3 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部改正について

日程4 議案第1号 高座清掃施設組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について

日程5 議案第2号 高座清掃施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

日程6 議案第3号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計予算について

日程7 一般質問

### 4 説明のため出席した者 10名

組 合 長 内 野 優	事 務 次 長 清 水 孝 之
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	参 事 中 村 大 義

副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	参事兼施設課長 芳 賀 順 一
会 計 管 理 者 窪 田 一 夫	総 務 課 長 小 野 沢 直 仁
事 務 局 長 加 藤 嘉 之	総務課建設準備室長 山 崎 茂

5 出席した事務局職員 4名

総務課総務係長 二 見 宏 二	総 務 課 主 査 上 田 裕 法
総 務 課 主 査 丸 岡 太	総務課主任主事 黒 沼 善 一

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所  
速 記 士 大 場 久 美 子

7 会議の状況

(午後2時 開会)

◎議長（沖本浩二君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成25年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優君） 登壇]

◎組合長（内野 優君） 平成25年3月定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

各市議員の皆様方におかれましては、それぞれの市議会3月定例会終了後の年度末の大変お忙しい中、平成25年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

高座清掃施設組合におきましては、昨年、地元との間に現在の地に新施設建設のご了解がいただけました。地元の皆様には、お礼申し上げるとともに、今後も施設建設に向けてご理解、ご協力をお願いするものでございます。

次に、平成25年度の予算編成に当たっては、構成三市からの分担金が歳入総額の大部分を占めることから、国、県、構成市の財政状況等を注視して、限られた財源の中で、少ない経費を使って最大の効果が上がるような最大限の精査を行い

編成いたしました。

そうした中、平成25年度では、新しいし尿処理施設の建設を行います。これは現在のし尿処理施設の西側に建設する予定でございます。契約金額7億8,435万円、敷地面積1,906㎡の敷地に地上2階地下1階、面積1,184.46㎡、高さ約15mでございます。1日当たりの処理能力は48k lのし尿処理施設を建設いたします。既に平成24年度に設計及び準備工を実施し、平成25年度は建設工事を行う予定で事業を進めてまいります。

また、ごみ処理施設におきましても、11月には組合内に学識経験者、地元代表者、三市の市民代表者及び構成市副市長から成る施設整備検討委員会を立ち上げて、その中で検討を重ね、新ごみ処理施設の計画案を決定していくところであります。既存施設については、施設更新までの期間を考慮し、経費の削減に努め、事業内容を見直し、必要性のある事業を厳選して、安全で適正な施設運営を図ってまいります。

いずれにいたしましても、高座清掃施設組合の新施設の建設及び既存施設の安全・安定稼働におきましては、今まで同様気持ちを引き締めて、1つ1つ着実に実施してまいり所存でございます。

本日の議案は、条例の制定が2件及び平成25年度一般会計予算であります。よろしく願い申し上げます、ご挨拶といたします。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（沖本浩二君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

なお、例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと

決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、鶴指眞澄議員、伊藤正議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 高座清掃施設組合証人等の実費弁償に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地方自治法第207条の規定に基づき、高座清掃施設組合の機関の求めに応じて出頭等した証人等の実費弁償を設定するために新たに制定いたしたく、ご提案申し上げます。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第2号 高座清掃施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、条例で定めることとされた技術管理者の資格を定めるためにご提案申し上げます。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第3号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計予算でございます。平成25年度当初予算の策定につきましては、構成三市の厳しい財政状況が続いている状況から、当組合としても費用対効果の分析による事務事業の見直しを行ってまいりました。一方では、昨年7月に地元の皆さんの更新についてのご了解をいただいたところでございます。将来の三市のごみ処理がされる新しい施設に向けての計画が進められる中で、既存施設の安全、適正な運用を図り、また周辺環境に配慮した予算編成に努めたものでございます。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億7,382万1,000円とするもので、前年度比12.1%、4億4,011万1,000円の増額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（沖本浩二君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第3 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。倉橋正美議員。

〔（倉橋正美君） 登壇〕

◎（倉橋正美君） それでは、議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

議案書2ページをご覧ください。賛成議員各位の氏名につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

提出理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、公聴会及び参考人制度が本会議においてできる規定が設けられたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案書3ページをご覧ください。改正内容でございますが、第1条から第12条につきましては文言の整理でございます。

第14条中の「第115条の2」を「第115条の3」に改める部分につきましては、地方自治法改正に伴う引用条文の変更によるものでございます。

第16条から第20条につきましては文言の整理でございます。

第21条の2、議場の出入口閉鎖につきましては、より投票を適正にするため新たに規定するものでございます。

第22条から第39条につきましては文言の整理でございます。

第43条の質疑の回数について「2回」を「3回」に改める部分につきましては、より審議を尽くすため改正するものでございます。

第44条から第50条につきましては文言の整理及び第50条第1項の後段につきましては討論の必要性がないことから改正するものでございます。

第51条の2の発言の取消又は訂正につきましては、質疑等の厳格性を求めるため、新たに規定するものでございます。

第55条から第69条につきましては文言の整理でございます。

第69条ただし書きにつきましては、無記名投票だけでなく、より可能性を考慮した中で、新たに規定するものでございます。

第70条から第73条につきましては文言の整理でございます。

第73条の2から第73条の8を追加することにつきましては、先ほど申し上げました地方自治法の一部改正による規定の追加でございます。

第74条につきましては文言の整理及び同条に第4項として新たに規定するものでございます。

第74条の2につきましては、請願内容等を統一的にしたいため、新たに規定するものでございます。

第75条から第98条につきましては文言の整理でございます。

なお、附則として、この規則の効力は公布の日から生じ、同日以後に生じた事案から適用といたします。

以上、よろしくご審議をいただき、本議案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔（倉橋正美君） 降壇〕

◎議長（沖本浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（沖本浩二君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第1号 高座清掃施設組合証人等の実費弁償に関する条

例の制定についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（清水孝之君） 議案第1号 高座清掃施設組合証人等の実費弁償に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書8ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、組合長より説明のありましたとおりでございます。

議案書9ページをご覧くださいと存じます。制定内容につきましては、地方自治法第207条の規定に基づき、高座清掃施設組合の機関の求めに応じて出頭した証人等の実費弁償を設定するために制定したいものであり、証人等の出頭に当たり8,700円を支給するものでございます。

その他の規定としまして、証人等の要した経費で組合長が必要と認めるものにつきましては、その実費を弁償するものでございます。

また、組合から報酬または給与の支給を受ける者が職務上出頭した場合につきましては、実費弁償の支給はしないものでございます。

次に、支給方法につきましては、証人等が出頭した際に支給するものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成25年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

◎議長（沖本浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 次に、賛成意見はありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（沖本浩二君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（沖本浩二君） 挙手全員であります。よって、議案第1号 高座清掃施設組合証人等の実費弁償に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議案第2号 高座清掃施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（清水孝之君） 議案第2号 高座清掃施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。

議案書の10ページをご覧くださいと存じます。提案理由につきましては、組合長より説明のありましたとおりでございます。

議案書11ページをご覧くださいと存じます。制定理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月26日に施行され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されました。この法律の改正により、今まで政令等によって全国一律に規定されておりました市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者が有すべき資格要件について、市町村が条例で定めることとなりました。本組合としましても、構成三市の一般廃棄物処理施設であり、市町村と同様に条例制定が必要とされることから、条例を制定いたしたく、ご提案するものでございます。

条例の制定内容でございますが、条例で定めることとされた技術管理者が有すべき資格について、環境省令で定める基準を参酌し、制定するものでございます。

第1条では、ご説明いたしました制定目的が規定してございます。

第2条では、具体的に技術管理者の資格要件を規定してございます。1号、2号では、技術士法第2条第1項に規定する技術士、3号では、2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者。4号以降では、卒業した大学、ま

た、その他の学校の課程、履修科目を修了し、廃棄物処理に関する技術上の実務をある一定期間以上経験を有する者とするものでございます。これらは環境省令で規定されているものでございます。

第3条では、事務執行上で必要となる事項について、組合長が条例と別に定めることができるとした委任規定でございます。

附則といたしまして、本条例は、平成25年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（沖本浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（沖本浩二君） 挙手全員であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6 議案第3号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） それでは、議案第3号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の3ページをご覧いただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億7,382万1,000円と定めたいものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費でございますが、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条、債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、地方債でございますが、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表 地方債によるものでございます。

第5条、一時借入金でございますが、一時借入金の借り入れの最高額は2億円とするものでございます。

第6条、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる規定として、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

4、5ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算、1.歳入でございます。1款分担金及び負担金は対前年度比3.6%減の27億4,638万2,000円、2款使用料及び手数料は対前年度比40.8%増の4億3,803万9,000円、3款国庫支出金は対前年度比127.2%増の2億6,503万7,000円、4款県支出金は対前年度比128.0%増の1,230万円、5款繰越金は前年度と同額の2億5,000万円、6款諸収入は対前年度比16.7%増の96万3,000円、7款組合債は対前年度比255.7%増の3億6,110万円でございます。歳入合計は、対前年度比12.1%増の40億7,382万1,000円でございます。

次に、2.歳出でございます。1款議会費は対前年度比0.6%増の133万3,000円、2款総務費は対前年度比44.4%増の6億887万9,000円、3款民生費は対前年度比16.7%減の2,500万円、4款衛生費は対前年度比12.9%増の31億5,412万

1,000円、5款教育費は対前年度比5.9%増の1億3,208万3,000円、6款公債費は対前年度比43.5%減の1億4,240万5,000円、7款予備費は前年度と同額の1,000万円でございます。歳出合計は、対前年度比12.1%増の40億7,382万1,000円でございます。

6ページをご覧ください。第2表 継続費でございますが、2款総務費1項総務管理費、ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務は、平成25年度から26年度までの2カ年継続事業でございます。総額は4,179万円で、年割額は、平成25年度が2,291万2,000円、26年度が1,887万8,000円でございます。

次に、第3表 債務負担行為でございますが、工業薬品購入の期間は平成26年度、限度額は1,463万4,000円、燃料購入の期間は平成26年度、限度額は159万6,000円、分析委託の期間は平成26年度、限度額は33万8,000円、機器校正業務の期間は平成26年度、限度額は14万5,000円でございます。焼却灰等運搬詰めかえ業務の期間は平成26年度から30年度、限度額は1億4,139万5,000円、し尿処理施設運転管理業務の期間は平成26年度から27年度、限度額は9,490万9,000円でございます。

7ページに移りまして、第4表 地方債でございますが、し尿処理施設建設工事の限度額は2億2,770万円、周辺環境整備事業の限度額が1億3,340万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の合計は3億6,110万円でございます。

次に、9ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入でございますので省略させていただきます。

10、11ページをご覧ください。歳出でございます。歳出合計の財源内訳で説明をさせていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が2億6,503万7,000円、県支出金が1,230万円、地方債が3億6,110万円、その他が4億3,843万5,000円、一般財源は29億9,694万9,000円でございます。

14、15ページをご覧ください。2.歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金1節運営費分担金は26億1,551万4,000円でございます。内訳は、綾瀬市が負担率28%の7億2,931万6,000円、海老名市が35%の9億668万5,000円、座間市が37%の9億7,951万3,000円でございます。2節建設費分担金は6,629万円で、各市の負担率は、綾瀬市が32%の2,137万6,000円、海老名市が

33%の2,155万3,000円、座間市が35%の2,336万1,000円でございます。3節人件費分担金は、施設整備計画等に伴い構成市から1名ずつ派遣される職員の人件費分で、3,000万円でございます。4節周辺環境整備分担金は、施設更新に伴い組合周辺環境を整備するため今年新たに設定したもので、3,457万8,000円となり、各市1,152万6,000円でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料は、電気自動検針通信端末装置電気使用料で1万円、2目民生使用料は今年度新たに設定したもので、本郷老人福祉センターの自動販売機設置による行政財産使用料5,000円、16、17ページに移りまして、3目教育使用料は、高座清掃施設組合屋内温水プールの自動販売機等設置による行政財産使用料で53万3,000円、1項使用料の合計は54万8,000円でございます。

2項手数料1目衛生手数料4億3,749万1,000円は、キロ単価25円による事業系廃棄物処理手数料3億3,749万1,000円及び鎌倉市からの一般廃棄物処理搬入に伴う手数料1億円でございます。衛生手数料が増額となりました主な理由は、鎌倉市からの一般廃棄物受け入れに伴う一般廃棄物処理手数料の増が主な理由でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金2億4,803万6,000円はし尿処理施設建設に係る防衛補助金で、補助率は2分の1でございます。2目交付金1,700万1,000円は、ごみ処理施設更新計画支援業務に係る交付金でございます。合計は2億6,503万7,000円でございます。

4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金1,230万円は、し尿処理施設建設に係る県補助金で、補助率は2分の1でございます。

18、19ページをご覧ください。5款繰越金1項繰越金1目繰越金2億5,000万円は、純繰越金でございます。

6款諸収入1項組合預金利子1目組合預金利子35万円は運用に伴う預金利子で、2項雑入1目雑入61万3,000円は、廃品売上代、会社保険事務手数料等でございます。

7款組合債1項組合債1目衛生債2億2,770万円は、し尿処理施設建設に伴う起債でございます。20、21ページに移りまして、2目土木債1億3,340万円は、施設更新に係る周辺環境整備に伴う起債でございます。合計は3億6,110万円

ございます。

次に、3.歳出でございます。

24、25ページをご覧ください。1款議会費1項議会費1目組合議会費133万3,000円は、組合議会議員の報酬、議会開催時の速記事務、視察経費等でございます。

26、27ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費5億1,480万5,000円は、特別職と一般職など総務課職員の人件費関係経費、臨時職員の賃金、28、29ページに移りまして、最終処分場等の借地料、構成三市への交付金が主なものでございます。また、今年度新たに周辺環境整備に係る交付金を計上いたしました。

30、31ページをご覧ください。2目財政管理費3,536万5,000円は、事務用消耗品、施設清掃、施設警備業務委託料、電算機等の借料が主なものでございます。

同じく3目企画費5,859万7,000円は、次期ごみ処理施設に係る検討委員会等の委員報酬、32、33ページに移りまして、ごみ処理施設更新計画支援業務等に係る委託料が主なものでございます。

34、35ページをご覧ください。2項監査委員費1目監査委員費11万2,000円は、監査委員への報酬が主なものでございます。

36、37ページでございます。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費2,500万円は、本郷老人福祉センターに係る経費で、施設の修繕費及び点検費、指定管理料が主なものでございます。

38、39ページをご覧ください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費7億9,401万8,000円は、施設課職員の人件費関係経費、臨時職員の賃金、作業用被服等の消耗品費及び電気、水道などの光熱水費の需用費、電気保安業務などの委託料、続いて40、41ページに移りまして下水道使用料が主なものでございます。

2目塵芥処理費17億9,618万円は、焼却炉や粗大ごみ処理施設等の公害防止薬品購入、施設の維持管理及び整備補修などの需用費、廃乾電池処理等の処理困難物処分、周辺環境等の分析業務、焼却灰等運搬積替え業務が主なものでございます。

3目し尿処理費4,739万7,000円は、生し尿、浄化槽汚泥を処理するための薬品購入、施設の維持管理に要する整備補修費などの需用費、施設の維持管理業務な

どの委託料が主なものでございます。なお、施設補修費、環境負荷を軽減し適正に施設運営するための薬品購入費及び各種分析業務等を予算計上いたしました。施設更新年度を踏まえ、前年度に対し削減いたしております。

4 目し尿処理施設建設費 5 億 1,652 万 6,000 円は、し尿処理施設建設工事費が主なものでございます。

46、47 ページでございます。5 款教育費 1 項保健体育費 1 目体育施設費 1 億 3,208 万 3,000 円は、施設修繕などの需用費、指定管理料の委託料が主なものでございます。

48、49 ページでございます。6 款公債費 1 項公債費 1 目元金 1 億 3,860 万 9,000 円は、従前の政府債 4 件の償還及び平成 24 年度に借り入れたし尿処理施設建設事業の償還元金で、2 目利子 379 万 6,000 円は元金に係る利子の償還でございます。公債費が減額した主な理由としましては、温水プール建設事業及び汚物処理施設改造事業の償還完了によるものでございます。

50、51 ページに移りまして、7 款予備費 1 項予備費 1 目予備費 1,000 万円は、前年度と同額でございます。

52 ページから 57 ページまでは給与費明細書、58、59 ページは継続費についての調書、60、61 ページは債務負担行為に関する調書、62、63 ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、65 ページ以降は分担金の分賦内容と運営費及び建設費分担金明細書でございます。また、別冊として当初予算説明資料を配付させていただいております。併せてご高覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明をさせていただきましたが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（沖本浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 2 点確認します。29 ページ、周辺環境整備に係る交付金、海老名の地域の皆さんが建設にご協力いただけるということで本当に助かっているんですけども、この内容を具体的にもう少し説明をお願いします。

それから、39 ページで委託料のところの電気保安業務委託。今回予算で 931 万 1,000 円計上されているから、今回はもうこのままなんですけれども、新年度以降、来年度に向けて、このあたりの金額的なものというのは、例えば三市の電気

技術者の委託の契約金額とか、そういうのを今後研究する気はあるのかどうか。今回の予算はもう計上されているから、これをどうのこうのと言うことはできないんですけども、この900万円という金額が電験3種の委託業務。職員の直接の場合もある程度かかると思うんで、委託業務の場合ここまでかかっているか、来年度に向けてこれから金額を調査する考えはあるか。この2点をお願いします。

◎議長（沖本浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 1点目の周辺環境整備に係る交付金についてのご質問でございます。こちらにつきましては、昨年、地元とお約束した私どもの周辺環境の整備につきまして、第一弾としまして搬入路の部分につきまして整備を行いたいものでございますけれども、何分私どものほうで説明としてできない部分も海老名市のほうにお願いするというので、海老名市に対する交付金でございます。

電気保安業務につきましては施設課長のほうからご説明いたします。

◎議長（沖本浩二君） 施設課長。

◎参事兼施設課長（芳賀順一君） 2点目の電気保安業務についてお答えをさせていただきます。25年度で本契約につきましては一旦契約が終了いたします。26年度から新規の契約になるわけですが、現在のところ電験三種の資格があればいい施設ですが、今後26年度以降、新施設に向けて発電容量等が変わりますので、第二種の資格が必要になるかというふうに考えております。したがって、そのときには近隣の状況等も全て考慮に入れまして、今後精査をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（沖本浩二君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 電気のほうも一種、二種、三種、私もかなり金額的に違うのかなと思っていたら、今、綾瀬の場合はもうやめられたんですけども、綾瀬も一種を持っていた人もいたんです。そういう中では金額的なものをちょっと…。二種が必要だということ was わかりました。そのあたりの金額的なものを研究していただきたいと要望します。

それから、29ページのほうが周辺環境整備に係る交付金1億6,700万円、今、海老名市にと。私の記憶だとこれは直接高座のほうが対応すると思うんです。そ



のあたり、もし海老名に委託するんだったら海老名に委託するで結構なんですけれども、その大まかな内訳はどういうふうになっているのかをお願いします。

◎議長（沖本浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 税金の控除とか収用の関係とかで私どもの組合としてできない部分がございますので、海老名市のほうにお願いするというような状況でございます。内訳としては、基本計画の策定費用、測量調査、それから建物の調査、補償料等でございます。

◎議長（沖本浩二君） 松本議員。

◎（松本春男君） 3回目ですからこれでやめますけれども、私は地域の環境対策として地域の皆さんにご協力いただくのはありがたいと。そのあたりはあるんですけれども、どの地域を対象としているのかということと、ある程度の金額。細分化は今後なんでしょうけれども、1億6,000万円の大まかな内訳だけ最後に聞きたいと思います。

◎議長（沖本浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 1億6,000万円の内訳を申し上げます。基本計画策定の費用が408万円、それから測量について168万円、それから建物の調査費等が621万8,000円、補償費が1億5,600万円でございます。以上でございます。

◎議長（沖本浩二君） ほかに質疑はございませんか。松本正幸議員。

◎（松本正幸君） 2点伺いたいと思います。予算書の43ページなんですけれども、ドーザーショベル処分という項目があるんですけれども、このドーザーショベルというのは実際鉄くずとして売却できるのかどうか、これがまず1点です。

それとその下にありますコンテナハウス借料です。これは長期に使用するんだったら実際購入したほうがよいのではないかというふうに思うんですけれども、これをいつまで使うのか。その2点をお願いします。

◎議長（沖本浩二君） 施設課長。

◎参事兼施設課長（芳賀順一君） 1点目のドーザーショベル、これは一般的にブルドーザーと呼ばれているものがございますけれども、これにつきましては、鉄くずの処分の前に機械の解体等がございます。したがって、委託料で移送した上で解体するという作業がかかりますので、ここで支出のほうで計上させていただきます。

2点目のコンテナハウスですが、現在このコンテナハウスにつきましては、第2清掃処理場のステージ内において、ごみ内容物検査係のほうの控室として使用させていただいております。これにつきましては、平成30年をもって第2清掃処理場が閉鎖をいたします。そのときには不要になるということで、購入ではなくリースで対応させていただいております。

◎議長（沖本浩二君） ほかに質疑はありませんか。安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） 何点かお聞きいたします。初めに周辺環境を守るという視点から幾つかお聞きいたしますけれども、説明資料の31ページにあります廃乾電池の処理でございますが1,100万円、蛍光灯の処理で756万円ありますが、水銀の処理がどのようになっているのか。最近水銀の処理について国際的に規制の動きがあると聞いておりますが、わかる範囲で結構ですので教えてください。

また、同じく水銀の関係ですけれども、東京都の焼却施設では排ガス中の水銀濃度が基準値を超えたことにより停止があったと聞いております。高座ではいかがでしょうか。

それから、最近日本全体を騒がせておりますPM2.5でございますが、たばこの副流煙からも排出されているというふうに聞いております。高座の焼却施設からの影響はないのでしょうか、お聞きいたします。

それから、説明資料のほうの29ページにダイオキシン類の暴露防止作業指揮者講習というのがありますけれども、これを受けることでいわゆる資格者になるのかどうか。既に何名かいらっしゃるのでしょうか、何名いらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、鎌倉市から清掃手数料として1億円を受け入れておりますけれども、このごみの搬入につきましてはどのような事情で高座に依頼が来たのかお聞きします。

最後に予算書の29ページですけれども、（仮称）こうご通信配布業務につきましてももう少し詳しく教えてください。以上です。

◎議長（沖本浩二君） 施設課長。

◎参事兼施設課長（芳賀順一君） 1点目から5点目までにつきまして、私のほうからご報告をさせていただきます。現在、水銀の処理につきましては、北海道北見市にございます野村興産のイトムカ鉱業所で焼成処理、蛍光灯であるとか乾

電池の中から加熱することによって水銀を抽出する作業をやってございます。これにつきましては、水銀そのものが今般国際問題になっておりまして、現在国におきましては、水銀を使った製品の製造及び輸出入を規制するというところで、水俣条約というふうな名称でこれに合意いたしまして、今後は条約の採択及び署名のための外交会議を10月9日から11日の間、熊本市で開催し、採決をするということでございます。ただ、発効には50カ国以上の批准が必要でございます。これにつきましては、現在、中国、インドが非常に強く反対をしておりますので、今後の様子、推移を見守りたいというふうに考えております。これが批准されると、例えば水銀鉱山での採掘、あとは水銀を使つての化学製品の製造とか、これが一番大きいんですが、人力・小規模金銀採掘におきましての製錬工程等が一切、そういう目的での水銀の輸出入が禁止されるというふうに聞いてございます。ここにつきましては今後国の動向等を注視しながら進めていきたいというふうに考えております。

2番目の排ガス中の水銀でございますが、東京都の清掃処理場で何度か停止ということがございました。これにつきましては東京都では自主基準値を設けておりまして、それに沿った形での停止作業ということでございます。現在、空気中に放出される水銀につきましては法規制等はございません。ただ、高座においても、自主基準値等は設定をしておりますが、年2回水銀の測定を行って監視をさせていただいております。現段階の測定の中では測定機器の下限値以下、要はその測定器では測定できませんでしたということで、法基準値以下で推移をしております。

これにつきましては、なぜ高座で検出されないかという理由につきましては、現在三市の構成市の中では、住民の皆様、また構成市の職員の皆様のご努力によりまして、廃蛍光灯でございますが、1人当たりの排出量が全国平均の1.5倍、かなり高度な収集を行ってございます。2点目といたしましては、私どもの排ガス処理施設の中に重金属固定剤入り消石灰、あるいは活性炭というようなものを噴霧しておりまして、微量ではございますけれども水銀等が入っていれば、排ガスをそこで吸着しております。

3点目のPM2.5でございますが、環境省では、公害対策基本法第9条の規定に基づきまして、平成21年9月9日付で大気汚染に係る新たな環境基準を告示し

ております。これによりますと1年平均が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であるということになってございます。これによりまして粒径 $10\mu\text{m}$ ——これは大体 $0.01\text{mm}$ でございまして——以下の浮遊粒子状物質、SPMについては環境基準がほぼ達成されている状況でございまして。一方、PM2.5につきましては、現在のところ測定体制を整えているような状況でございまして、今後測定体制が充実されると、全国の分布、若しくは濃度等が詳しく測定されるというふうに理解しております。

PM2.5につきましては、発生要因は多岐にわたっておりまして、主な発生源としては、工場、事業所、自動車等であるというふうに考えておりますが、その生成機構の中では、1次粒子、これは事業所、工場等で直接排出されるもの、2次粒子、これは窒素酸化物、硫黄酸化物によりガス状物質が大気中で光化学反応により形成されるものがございまして。したがって、発生源が集中する地域が濃度が高いというふうなことは必ずしも当てはまらない。現在の状況は中国から排出されたものであるということでございます。以上の点につきまして、私どもでは、ろ布方式の集塵によりまして煤塵濃度は法基準値以下で推移をしております。また、2次粒子の要因となります窒素酸化物、硫黄酸化物につきましても、公害防止薬品等低温触媒によりまして基準値以下で推移をしております。

なお、この件につきましては、2月13日に神奈川県庁の県政総合センター環境調整課へ相談を行っております。環境調整課のほうでは、測定等に関する県からの指針はまだない、次に仮に煙突からPM2.5の発生が確認されても周辺に広がった時点で車両の排ガスからの影響と混同してしまうため、周辺環境にどの程度の影響があるか定かではない、国も現時点で調査を開始した段階でデータ集めの状態にある、事業所単位での測定は現段階では必要がないと思われる、県内にPM2.5を測定している事業所はないということでございますが、今後の維持管理につきましても、煤塵等につきまして、国の動向を見守りながら安心していただける施設を目指していきたいというふうに考えております。

4点目のダイオキシンの暴露防止作業指揮者でございまして、これは現在私どものほうで、灰積替え所、灰固化室、若しくは機械炉の運転員、これらにつきまして、主任、副主任等については全て受講をしております。したがって、作業指揮者の指導のもとで一般職員が作業に当たっているということござい

す。講習の内容としては特別教育という位置づけになってございます。

あと鎌倉市の問題でございますが、鎌倉市より可燃ごみとして4,000 t、今回1億円の収入ということで計上させていただいております。内容といたしましては、平成25、26年度に鎌倉市に現在2カ所あります焼却施設のうち名越クリーンセンター、これは昭和57年にできました75 t×2、150 t 炉のストーカー炉でございまして、基幹改修工事、主に炉の本体であるとか排ガス設備でございまして、こちらの改修のため焼却ができないという状況でございまして、鎌倉市さんでも近隣市の自治体へ依頼したところでございまして、近隣市でも大規模な補修が入っているということで受け入れができないということでございまして、したがって私どものほうに依頼がございました。本依頼につきましては、昨年の12月5日、地元へご相談をさせていただいて、ご了承をいただいております。受け入れの量といたしましては日量で約20 t 程度ということでございまして、これにつきましては、定期的な清掃、停止等を考慮いたしましても受け入れられるものということで考えてございます。

現在私どもでも、9月から12月の間、大和市及び茅ヶ崎市へごみの搬出をして焼却を依頼しているような状況でございまして、もちろんその時期につきましては鎌倉市からの搬入についてはお断りをするようなこととなりますけれども、市町村間の相互協力の中で市民生活に影響が出ることを防止させていただくということで、ひとつご理解をいただければと思います。私からは以上でございまして。

◎議長（沖本浩二君） 総務課長。

◎総務課長（小野沢直仁君） 私のほうから、29ページの（仮称）こうご通信配布業務について説明させていただきます。この内容といたしましては、当組合の仕事の内容や建設の進捗、環境対策を構成市民14万世帯に広報することを計画しておりまして、年2回配布予定でございまして、以上でございまして。

◎議長（沖本浩二君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） ご答弁ありがとうございます。幾つか再質問をさせていただきますけれども、まず一番初めの水銀の処理と廃乾電池と蛍光灯の処理の関係ですけれども、他市にお願いしているということではキンキクリーンセンターなどのことがまた頭をよぎるわけですが、そういったあたりのいわゆる現地の調査ですとか、適正に執行されているのかといった調査などはどのように

されているでしょうか。万が一にもまた他市にご迷惑がかかるようなことがないかどうか、ちょっと心配しております。

それから、水銀濃度の自主基準値というものをこちらではまだ持っていないということでしたけれども、この自主基準値の設定というものについてはどんなふうにお考えになっているのか、今後していったほうが良いと思っているかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、PM2.5のほうは、まだまだ体制が整っていないというのが本当のところだろうと思いますけれども、今課長のほうからお答えがありました測定体制というものが今後つくられていくというふうに思うんですけれども、これは具体的に言いますと、例えば組織なのか技術なのか、どのようなものを想定されておっしゃっているのか、ここをちょっと教えてください。

それから、ダイオキシン類のほうですね。たくさん資格を持った方がおられるということで、安心いたしました。最近ダイオキシンの事故もなく、本当にほっとしておりますので、ますます現場の意識を引き締めていっていただきたいというふうに思っております。要望といたします。

それから、(仮称)こうご通信配布業務ですけれども、年2回皆様のご理解を得ていくということで、大変ありがたいことだと思います。高座清掃施設組合から離れば離れるほど、自分たちのごみがどこで処理されているのかということ具体的に知らない人が多いというふうに私は思います。そういう意味では、また楽しいイラストなども入れながら、わかりやすい通信にさせていただけたらと思いますので、これも要望としておきます。以上、お願いいたします。

◎議長(沖本浩二君) 施設課長。

◎参事兼施設課長(芳賀順一君) まず第1点目の北海道北見市にございます野村興産でございますが、こちらのほうには年1回、私どもの職員2名で北見市及び野村興産のほうへ現地確認をさせていただいております。野村興産では、北海道、北見市、それと野村興産の3者の中で協定を結んでおりまして、北見市のみの監視体制ではなくて、北海道のほうの監視体制も受けているということで聞き及んでおります。

自主基準値につきましては、実測数字がまだ出ていない状況でございます。自主基準値を設定している中間処理施設もまだ非常に少ないということでございま

す。今後新施設に向けて検討課題の1つにはなるとは思いますけれども、現在のところは考えておりません。

3点目のPM2.5でございますが、機器のほうの開発は恐らく済んでおります。そちらのほうではなくて、今、県単位でいろいろな測定を行っている状況です。それらのデータが出次第、どのような測定体制になるのかということを経済省のほうで取りまとめるのではないかとというふうに推察しております。以上でございます。

◎議長（沖本浩二君） ほかに質疑はありませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 予算書の33ページの施設更新計画業務について伺います。この中に施設更新業務その2として施設整備の基本計画づくりが入っていると思いますけれども、技術検討委員会や施設整備検討委員会の資料として、その計画づくりとしては、来年度、平成25年度の前半には完了というようなスケジュールになっていますけれども、この基本計画の策定案というのはどういう方々で行われていくのか教えていただきたいと思えます。

◎議長（沖本浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 施設整備計画につきましては、お話ししておりますように、高座清掃施設組合の施設整備検討委員会のほうで検討していく形になります。施設整備検討委員会の構成員でございますけれども、環境工学、それから環境化学に関する学識経験者が1名、それからごみ処理技術に関する学識経験者が2名、それから三市の市民の方が3名、それから地域住民の方が3名、副市長が3名というような構成になっております。よろしいでしょうか。

◎議長（沖本浩二君） 加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 今のは施設整備検討委員会の構成メンバーですよね。その素案というんですか、そこをつくっていくメンバーというのがわからなかったものでお尋ねしたんです。

◎議長（沖本浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 施設整備検討委員会のほうでつくっていくことになります。

◎議長（沖本浩二君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 以上で質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本浩二君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（沖本浩二君） 挙手全員であります。よって、議案第3号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 一般質問を行います。

この一般質問は、3月7日午後5時までに通告のあった1名の議員の発言を許します。

加藤陽子議員の発言を許します。

〔（加藤陽子君） 登壇〕

◎（加藤陽子君） 座間市議会選出、神奈川ネットワーク運動・座間の加藤陽子です。それでは、議長のご指名をいただきましたので、一般質問を行います。

新焼却炉の更新について伺います。

新焼却炉の建設については、2019年度稼働に向けて、昨年11月に第1回目の技術検討委員会と施設整備検討委員会、今年1月に第2回目の両委員会が開催され、この3月には3回目の施設整備検討委員会、また、この3月4日に第3回目の技術検討委員会がプラントメーカーの技術提案に対しヒアリングをするということで非公開で行われたところです。第2回目の施設整備検討委員会では、プラントメーカーへの参考見積仕様書について説明がありました。そこではガス化溶解設備や灰溶解設備もプラントメーカーの提案の範囲に入っています。



現在、高座清掃施設組合の焼却炉の方式は流動床式焼却方式なわけですが、可燃ごみの焼却の処理にはほかに熔融方式があります。焼却方式には流動床式のほかにストーカー式があり、熔融方式にはこれらストーカー式か流動床式の焼却方式に灰熔融炉をプラスしまして行っているものと、また、シャフト式ガス化熔融炉、また、流動床式ガス化熔融炉、キルン式ガス化熔融炉などの熔融方式があります。施設整備検討委員会の資料には、施設規模、ごみ質等の比較のデータとして、近々建設・稼働予定の6つの自治体、事務組合が挙げられていますけれども、それらのほかに、また、近いところということで昨年9月に完成しました秦野市伊勢原市環境衛生組合や2020年に稼働予定の町田市などもあわせて見てみますと、焼却方式の選択が多いようであります。これは国の補助金が2005年から交付金となって、それ以前の補助金要綱であった熔融固化施設の設置というのがなくなったためでもあるとは思われますけれども、処理方式の選定に当たっては、灰熔融施設、またガス化熔融炉の危険性というのを念頭に置かなければならないと考えます。

2010年に焼却炉を更新しましたこの近くの相模原市というのは、流動床式ガス化熔融炉を導入しました。その際、ガス化熔融炉の建設反対の市民運動が起きました。これというのは、自転車でもオーケーと何でも溶かしてしまう1,500℃のガス化熔融炉では分別の必要性が低下し、市民の減量化、資源化に逆行することからではありますけれども、何よりもガス化熔融炉の危険性の高さ、多岐にわたるリスクの高さからの反対運動でありました。過去において、そうしたガス化熔融の施設を導入しております出雲市や高砂市、静岡市、足立区などで爆発などの事故が多発しておる経過があります。そしてその熔融方式というのは焼却方式に比べて建設費は高く、また、中の耐火物の交換などで維持費も高くなり、運転もメーカーに委託せざるを得ないで、また、そうしたランニングコストもメーカーの言い値になりやすいという話を聞いております。さらにはCO<sub>2</sub>の発生も増え、エネルギーの消費も増える。また、そこで発生する熔融スラグもその自治体なり管理組合で管理しなければならないという管理コストの発生、そうした課題もあります。

そうしたことから、まず組合長に伺います。昨年12月の高座清掃施設組合の議会において、組合長の答弁の中で、なるべく灰の出ないようにとの発言を何回か

されていたと私は記憶しているわけですが、新焼却炉の処理方式を選定するに当たってどのような視点をお持ちか伺います。

次に、第2回目の施設整備検討委員会での参考仕様書においては、予算規模について触れられていません。莫大な税金をつぎ込む施設建設において、プラントメーカーの提案を適切に判断するためにも、発注者として予算案を持つべきと思いますけれども、焼却炉建設の予算規模について見解を伺います。

最後に、財政が厳しく、また今後少子高齢化が進み人口も減っていく、そうした社会構造の中で、巨額の費用がかかる、しかも向こう30年先を見据えた施設整備というのは慎重に行っていかなければならないと考えます。海老名市、綾瀬市、座間市は大和市とともに大和高座ブロックごみ処理広域化連絡調整会議というものを設置しまして、2008年に広域化実施計画を策定しておりますけれども、その計画の中でそれぞれの焼却炉の更新においてもワンプロック・ツーシステムということは計画しております。しかしながら、大和市は、一昨年、2011年度の可燃ごみ量が5万7,696 t。これは私たち高座よりもかなり少ない量ではありますが、その使っている炉というのが150 t 炉が3つの450 t の施設でありまして、そして今年度は他の自治体のごみを5,000 t 受け入れているという状況だそうです。

そうしたことから伺います。ごみ処理というのは、目の届く小さな単位で行うことが、やはり減量化、資源化には有効であるとは思っておりますけれども、向こう30年先を見据えますと人口が減っていく、そうした社会構造の中で巨額の施設整備をしていくというのは、やはり次世代に大きな負担がのしかかっていくものだと考えます。こうしたことから、今回の施設更新に当たり、大和高座ブロックにおける施設整備の再構築も踏まえる必要があったかと考えますけれども、そのご所見を伺います。

〔（加藤陽子君） 降壇〕

◎議長（沖本浩二君） 組合長の答弁を求めます。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 加藤陽子議員のご質問にお答えいたします。

新焼却炉の更新についての1点目、処理方式の考え方についてでございます。新焼却炉の処理方式につきましては、現在、高座清掃施設組合施設整備検討委員

会及び技術検討委員会に検討をいただいているところでございます。処理の方式の選定につきましては、専門家の知識、構成市民の考え、地元住民の思い、行政としての意見をそれぞれ検討していただき、安全安心な施設の建設を第一義に、市民に開かれた施設の建設を目指して、現在、両委員会でも検討をいただいているところでございます。

2点目、建設予算規模についてでございます。予算規模につきましては、処理方式によって大きく違いがあることから、両委員会の検討内容を踏まえて、インシヤルコストだけではなく、ランニングコストの面からも検討してまいります。また、施設建設に当たっての基本コンセプトにも、経済性にすぐれた施設という項目がございます。その点につきましても今後十分ご検討いただくこととなります。

3点目の4市広域化における見解についてでございます。大和市を含めた大和高座地域の広域ブロックにつきましては、国、県の指導によりブロック割りがされ、循環型社会形成推進交付金につきましても広域ブロックごとに地域計画を作成することとなっております。広域化につきましては、従来は大和高座で1つのブロックで交付金が来るという話でした。しかし、大和は大和で処理場を持っていて、高座は高座で持っていました。加藤議員がおっしゃるように、じゃ、大和の処理能力が150 t 炉が3つで450 t、そっちで燃やせばいいじゃないかと。大和が受けくれません、はっきり申し上げて。そういった面で、簡単に向こうが大きいから、じゃ、高座をやめて向こうに処理を任せると言っても大和は受けくれません。そこで、神奈川県でいわゆるワンブロックしか交付金を認めないと言われるので、そのときいろんな議論をしたんです。私はそのときのメンバーですから。

とんでもないと。じゃ、この計画は大和高座で1個つくらないとできないのか、お金をくれないのかと、そう県が言っていました。しかしながら、そのときに山北の処理場の問題がいろいろ出ておりました、みんな一括して生ごみを向こうに持っていこうとかいろんな議論がありました。それも潰れました。そういうときに、やっぱり大和高座ブロックという1つのブロックで計画をつくってもいいけれども、しかしながら、それぞれがやってきたことを踏まえて、更新についてはツーシステムでやらせていただきたいということを何度も説得したんです

よ。それでやっと神奈川県のおーケーがとれて、ワンプロック・ツーシステムの高座でも交付金がもらえるようになったんです。これが現実の話です。だって大和市に言ったら大和市に三市は要らないよと言われたんだもの。全然相手にしてくれないんだもの。だからそういった形であります。経過を少し掘り起こして見ていただきたいというふうに思います。

しかしながら、私どもは、やっぱりそれぞれの広域化がありますから、先ほど言っている鎌倉のごみも引き受けていますし、あるいは私どもも今後処理場の点検等があれば大和の処理場も使わせていただきますし、大和もそういった形になります。そういった部分の連携は深めていきたいと思っておりますし、そういった部分では協調していきたいというふうに思っています。詳細につきましては事務局長から答弁いたします。以上でございます。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（沖本浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 1点目の処理方式についての考え方でございます。新焼却炉の処理方式につきましては、組合長の答弁にございましたとおり、現在、高座清掃施設組合施設整備検討委員会及び技術検討委員会において検討いただいているところでございます。高座清掃施設組合施設整備検討委員会の委員構成は、学識者3名、構成市民3名、地元住民3名、各市副市長3名の12名で構成しております。また、技術検討委員会の委員は、施設整備検討委員会の学識者に加えて、ごみ処理技術及び環境影響評価等に関する有識者5名で構成しております。両委員会は、平成24年11月22日の合同委員会を皮切りに、これまでにそれぞれ3回の委員会を開催いたしました。直近の委員会としては、3月4日に技術検討委員会において、焼却炉メーカーの技術ヒアリングを実施いたしました。また、施設整備検討委員会を3月15日に開催し、相模原市と秦野市の最新焼却炉の視察を実施いたしました。今後、平成25年7月をめどに施設整備基本計画をまとめ、管理者へ提言を行う予定となっております。

新焼却炉の処理方式につきましては、平成22年4月に策定いたしました施設整備基本構想の中で6つの基本コンセプトを定めました。1、地元住民に安心してもらえる施設、2、循環型社会に配慮した施設、3、周辺環境と調和した施設、4、環境に十分配慮した施設、5、地域に開かれた施設、6、経済性に優れた施

設でございます。また、平成24年11月22日に開催した第1回施設整備検討委員会において、7、防災の拠点となる施設を追加し、以上7つの基本コンセプトを定めております。

さらに、これらの基本コンセプトを遵守するため、国内最高水準の安全安心な施設、資源循環型のまちづくりの拠点となる施設、市民活動をサポートし利用したいと思われるような施設、地域の環境整備に貢献できるような施設となるよう留意することとしております。

今後はこれらの基本コンセプトを念頭に置いて、ごみ処理技術や環境影響評価、環境化学の知識を有する学識者による技術的検証を中心に、ごみ処理施設に隣接する地元住民の思いや構成市民の考え、行政としての検討を踏まえて、当組合として最善の処理方式を決定していくものでございます。

2点目の予算規模についてでございます。新処理施設の建設予算規模につきましても、1点目のご質問への回答と同様、今後、施設整備検討委員会でご検討いただく内容となります。施設整備に当たっては、基本コンセプトの5番目に経済性に優れた施設という項目がございます。建設金額も大変重要な問題ではございますが、建設後20年、30年と使用する施設の維持管理コストも重要な問題と考えております。安価な金額で建設した後、建設費の何倍もの維持費、維持管理コストがかかるといった事例もございますので、その点も含めて施設整備検討委員会で検討していただくこととなります。

3点目の4市広域化についての見解についてでございます。平成9年5月の国の通知、ごみ処理の広域化計画についてを受けて、県は、平成10年3月、神奈川県ごみ処理広域化計画を策定、県内を9つのブロックに区割りし、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市を大和高座ブロックとして位置づけました。大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市では、国、県の指導のもと、大和高座ブロックごみ処理広域化連絡調整会議を発足させ、平成20年3月、大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画を策定、それに基づき、現在各市それぞれ連携を図りながら、循環型社会の構築を目指しております。

平成20年に策定した広域化実施計画において、地域特性に応じた広域処理システムとして、大和高座ブロックはワンブロック・ツーシステムを基本とする広域処理システムを構築しております。これまで大和と高座清掃施設組合の独立した

2カ所の焼却処理施設と中間処理施設をワンプロック・ツーシステムと捉え、大和市と高座清掃施設組合において災害時にはそれぞれのシステムのバックアップとして相互にごみ処理の受け入れを行うことで施設運転の効率化を図るものでございます。今後も大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画を基本として、循環型社会の構築に向けて一層の協力体制を強化してまいります。以上でございます。

◎議長（沖本浩二君） 以上で加藤陽子議員の一般質問を終結します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

（午後3時19分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成25年3月26日

高座清掃施設組合議会議長 沖本浩二

高座清掃施設組合議会署名議員 鶴指眞澄

高座清掃施設組合議会署名議員 伊藤正